

土地改良区だより NO.24 水土里ネット大口



伊佐市大口土地改良区

〒895-2525
 鹿児島県伊佐市大口下殿563番地
 Tel 0995-22-9013 Fax 0995-22-5528
 E-mail midorinet-okuchi@ec3.technowave.ne.jp

- ◇ 組合員の総数 1,516名
- ◇ 地区の総面積 734町6反 (2017.10.24現在)



県営防災減災事業において、昨年度より木崎上池の堤体と洪水吐きの改修工事に着手致しました。写真は堤体本体の造成工事状況です。左側のコンクリート構造物が洪水吐きになります。今後は防護柵の設置など補完工事を施して来春完成の予定です。

木崎上池
〜向こう百年を見据えた大改修〜

ごあいさつ

理事長職務代理者 二反田 勝巳

晩秋の候、組合員の皆様には平素から土地改良区の運営、事業の推進には格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年度の落水期を待って、大田木崎池の改修工事を進めてまいりましたが、思いのほか難工事となっており、工期の延長を重ね地元受益者のご理解をいただきながら、ようやく先月までに本体工事がほぼ完了したところであります。さらに今秋以降、補完工事の発注が行われることになっておりまして、来春の完成を待つこととなります。

今年は九州北部豪雨災害をはじめとする、大規模な災害が各地で発生いたしました。地球温暖化によるものなのか、毎年のように日本列島が悲鳴をあげております。特に農業は自然との闘いとは申せ、丹精込めた作物の被災状況を目にしますと、胸が痛くなる思いにかられます。現在懸命な復旧が続けられておりますが、一日も早い復興を祈るばかりです。

本区管内においては、主要施設の不具合が相次ぎ、補修工事に追われた年でもありました。いずれも昭和40年代後半から50年代前半の造成で、耐用年数に差しかかった施設が大半を占めている状況であります。特に主要施設である頭首工においては、改修だけでも3千万円近い積算となっており、大々的な更新工事となりますと10倍近い費用が必要になってくるものと思われまます。近い将来、事業の導入を進めなければなりません、各関係機関との連携を密にし、受益者の負担軽減策も併せて取り組んで参りたいと思っておりますので大変厳しい営農状況の中ではありますがご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、各地区で取り組んでいただいております「多面的機能支払交付金事業」も11年目を迎え、特に末端施設の管理や農地の維持におきましては、着実な成果が見えてきております。少子高齢化、担い手不足の中、本当にご苦労様ですが、より良い地域環境を構築するため、地域の団結をさらに強固なものにしながら、健康に注意し、頑張ってください。

末尾に、組合員並びに関係者のご健勝をお祈り申し上げます。

財 務 状 況 報 告

規約第46条、会計細則65条により、伊佐市大口土地改良区の財務状況を公表します。

平成29年度 一般会計収入支出予算の執行状況

平成29年9月30日現在（単位：円）

収 入			支 出				
科 目	予 算 額	収入済額	未収入額	科 目	予 算 額	支出済額	予算残額
1. 組 合 費	16,269,000	0	16,269,000	1. 事 務 費	16,576,000	5,614,162	10,961,838
經常賦課金	12,960,000	0	12,960,000	事務費	16,065,000	5,614,162	10,450,838
特別賦課金	3,309,000	0	3,309,000	総代会費	511,000	0	511,000
2. 使 用 料	400,000	670,000	△ 270,000	2. 財 産 費	2,437,000	0	2,437,000
3. 補 助 金	23,330,700	2,733,000	20,597,700	3. 諸 負 担 金	258,000	132,448	125,552
償 還 金	20,800,700	0	20,800,700	4. 借 入 金 利 息	10,000	0	10,000
水 門	190,000	0	190,000	5. 維 持 管 理 費	6,685,000	3,172,961	3,512,039
施 設 管 理	2,340,000	2,733,000	△ 393,000	水 路 費	2,327,000	405,820	1,921,180
4. 雑 収 入	2,560,200	135,139	2,425,061	管 理 費	3,108,000	2,317,141	790,859
電柱敷地料	1,300,000	0	1,300,000	適正化事業	1,250,000	450,000	800,000
加 入 金	10,000	0	10,000	6. 事 業 費	27,379,400	54,591	27,324,809
雑 収 入	200,200	135,139	65,061	事 務 費	1,050,000	54,591	995,409
業 務 受 託 料	1,050,000	0	1,050,000	負 担 金	410,000	0	410,000
5. 繰 入 金	2,870,100	105,000	2,765,100	償 還 金	25,919,400	0	25,919,400
6. 繰 越 金	8,820,000	9,382,158	△ 562,158	7. 返 戻 金		0	0
計	54,250,000	13,025,297	41,224,703	8. 予 備 費	904,600	0	904,600
				計	54,250,000	8,974,162	45,275,838

土地改良区の事業会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、5月末日を出納閉鎖日として、決算書を作成しております。

年2回の定期監査の他、九州農政局及び土地改良区監理所管による定期検査が実施され、事業並びに土地改良区運営の全般にわたり検査指導が行われ、牽制強化により会計経理の健全化を図り、内容を明瞭にしております。

平成28年度

一般会計収入支出決算書（単位：円）

収 入		支 出	
科 目	決 算 額	科 目	決 算 額
1. 組 合 費	16,485,930	1. 事 務 費	13,341,594
2. 使 用 料	1,349,560	2. 財 産 費	2,664,000
3. 補 助 金	32,527,705	3. 諸 負 担 金	230,296
4. 雑 収 入	2,676,423	4. 借 入 金 利 息	0
5. 繰 入 金	4,650,200	5. 維 持 管 理 費	3,265,672
6. 繰 越 金	9,787,307	6. 事 業 費	38,593,405
		7. 返 戻 金	0
		8. 予 備 費	0
計	67,477,125	計	58,094,967

収支差引残高9,382,158円が平成29年度へ繰越

平成28年度

特別会計収入支出決算書（単位：円）

会計種別	収入決算額	支出決算額	差 引
地区除外決済金積立	23,245,512	4,650,200	18,595,312
退職給与積立金	15,637,225	0	15,637,225
研修費積立金	455,618	214,927	240,691
河川道路用地売却金	2,491,953	0	2,491,953
管理用地使用料積立	7,315,236	75,080	7,240,156
財政基金積立金	5,106,046	0	5,106,046

差引額が平成29年度へ繰越

監査報告

平成29年度第1回監事会が開催され、平成28年度の運営・事業・会計・経理について監査が実施されました。その結果、何ら異常等は認められなかったことを報告致します。

平成29年7月7日

総括監事 石原 昭紀 ㊞
 監 事 鳥巢 祐二 ㊞
 山口 正二 ㊞

平成28年度 財 産 目 録

（平成29年5月31日現在）

資 産

流動資産（現金、預金）	9,382,158円
特定資産（積立金見返預金）	49,311,383円
出資金（県信連、北さつま農協）	99,000円
固定資産（備品等）	1,602,042円
資産合計	60,394,583円

負 債

長期負債（県営圃場整備事業借入金）	64,511,899円
短期負債（積立引当金等）	49,311,383円
負債合計	113,823,282円

お知らせ

「第15期 総代・役員改選」

年明けの3月には、総代と役員改選を控えております。選挙管理計画書に基づき、年末には各自治会の産業係あてへ選出協議の依頼を行う予定です。少子高齢化の中、每期担い手の確保に難儀しております。

更新時期を迎えつつある施設改修をはじめ、農業経営の環境の変化など諸懸案事項は、山積しており「待ったなし」の状況です。向こう4年間、地域の代表者として、協力いただける方の選出をよろしく願いいたします。

総代選挙

- ・任期満了日 平成30年3月15日
- ・総代定数 63名 (6選挙区)

※ 25歳以上の土地改良区の組合員
(成年被後見人、被補佐人及び禁固刑以上に処せられて執行中の者は除く)

総代の役割

- ・地域組合員から選挙された代議員によって組織される総代会が、土地改良区の最高意思決定機関です。
- 総代会は最低年1回開催する必要があります。総代は、総代会に出席し、執行機関より提出された議案に基づき、審議・議決を行います。
- 尚、定款の変更など土地改良法に定めのある重要事項については、総代の2/3以上が出席し、出席者の2/3の賛成が必要となります。
- ・その他、賦課金の徴収時期には担当区域内の徴収業務に当たっていただいたり、各種事業においては地域の合意形成の調整など協力いただくことになります。

役員選挙

- ・任期満了日 平成30年3月25日
- ・理事定数 13名
- ・監事定数 3名

※ 役員の被選挙権も総代と同様です。
役員は組合員から土地改良区の運営を任される方々となります。



役員の役割

- ・各理事は土地改良区の代表権を持ちます。土地改良区の運営においては、総代会の決議に従い、理事会において理事の過半数の意思決定により遂行されます。理事は法令、土地改良区の諸規程等を遵守し、土地改良区のために忠実に職務を遂行する義務があります。(善管注意義務)
- ・監事は、理事による業務運営、会計経理など職務遂行を監査します。また監事会により、監査計画や監査結果を議決し、理事会、総代会へ監査結果を報告する義務があります。

事業の状況

今秋の事業実施

県営農村地域防災減災（ため池等整備）事業

1) 木崎上池改修工事（補完工事）

昨年度の秋の取入れを待って、本格的に改修工事を進めてきましたが、軟弱地盤対策による工期延長なども相まって、この10月まで本体工事が押しておりました。本年度は受益関係者の意見を徴集して、安全施設の設置など補完工事を行います。

◇ 平成29年度の改修工事費(概算) 5,000千円（平成29年8月時点）

※負担区分 国55%、県27.175%、市16.825%、**地元1.00%**

2) 水車放水門改修工事

本年度の落水を待って、羽月用水路の金波田口に位置しております水車放水門の自動転倒ゲート化へ向けた改修工事を実施します。この工事が実現しますと洪水時に危険水位を感知し自動で排水が可能になることから、下流域の農用地や住宅浸水被害の未然防止が期待されます。

◇ 平成29年度の工事実施予定 8,570千円

※負担区分 国55%、県27.175%、市14.26%、**地元3.565%**



今後の事業計画

県単独農業農村整備事業（土地改良トータルプラン事業）

本区管内には大田地区と原田地区に未整備区域があります。面積が一定の規模にある大田地区について、トータルプラン事業が実施されます。この事業は地区内の受益者を対象にアンケート調査等を実施し、計画に盛り込みながら最適な整備構想を図ります。反当りの事業費の概算や、いわゆる受益者の「負担金軽減対策」を含めた可能性調査が行われます。

◇ 平成29年度の事業費(概算) 2,000千円（平成29年8月時点）

※負担区分 県100%

土地改良施設維持管理適正化事業

大田地区の主要取水源である春村揚水場に設置してあるポンプ本体が、前回の更新(平成21年度)後、10年目を迎えることから、標記事業への加入希望申し込みを行いました。

◇ 採択希望年度 平成31年度（第43期生）

※採択年度は31年度からの5年以内に振り分けられます。

事業費（概算） 5,000千円

※負担区分 国30%、県30%、**地元40%**

地元負担について事業費の30%を5年分割支払いとなり、残りの10%は事業実施年度に負担となります。



大田揚水場

平成29年度 賦課金及び徴収期間について

1. 賦課額（予算額）

- (1) 経常賦課金 12,960,000 円
 10a当りの賦課額
 田：一律 1,800円（定款で定めた天水田については1/2）
 畑：一律 900円
- (2) 特別賦課金 3,005,000 円（ほ場整備事業他工事費受益者負担分）
 10a当りの賦課額

	第二山野地区	羽月地区	第二羽月地区	県営農村地域防減災事業		適正化事業
				木崎上池地区	水車地区	羽月頭首工
返済予定額	210円	2,290円	2,840円			
均等調整積立金取崩	-210円	-980円	-1,610円			
実質負担額	0円	1,310円	1,230円	210円	330円	310円

* 第二山野地区は本年度が最終償還となります。負担金は積立金取崩しで対応します。
 * 木崎上池・水車地区の負担も本年度までとなります。適正化事業は平成33年度までの負担金拠出となります。

2. 徴収期間と徴収方法

- (1) 徴収期間 平成29年11月20日から平成29年12月11日まで
- (2) 徴収方法 原則として自治会別による徴収を行っております。

平成28年度も、賦課金徴収100%を達成!!

JA北さつま口座からの自動振替も実施しておりますので事務局へお問い合わせください。
 また、平成28年度に郵送の方を対象に郵便局からの自動振替希望者のアンケートを実施いたしましたが、希望者は50名にも満たず、郵便局が求める最低限の人数(100名)に達しない状況です。
 つきましては、従来通り郵便払込取扱票での納入をお願いいたします。

組合費（賦課金）は土地改良区運営の主要な財源です。

本年度は、秋の取入れ間近に台風18号の直撃が心配されましたが、直前に進路が変わり、農地や施設等への被害発生はありませんでしたが、経年劣化に伴う本区最大の施設である豊穂頭首工の油圧装置の破損をはじめ、同年代に設置した施設の不具合が重なり、例年になく補修費の支出となりました。地域におきまして多面的機能支払交付金事業への取組を頂いているところですが、これら施設の維持管理費確保におきましても、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

経常賦課金とは・・・土地改良組合の運営費および施設の維持管理費になります。管理区域内で登記簿上、「田・畑」である以上、固定資産税と同様の扱いとなります。

特別賦課金とは・・・県営ほ場整備事業等の事業負担金です。農家の負担分を毎年分割という形で、国へ返納しております。

**** 償還金（特別賦課金）の残債期間 ****
 羽月地区・・・平成35年度まで 第二羽月地区・・・平成36年度まで

組 合 員 の 皆 様 へ

こんなときは必ず届出を!!

- ◎農地の異動
(売買・交換・賃貸借等)
- ◎農業者年金受給による経営移譲
- ◎組合員の死亡・住所の変更等
- ◎農地を宅地等へ転用
- ◎公共事業(用地買収)による転用
- ◎指定口座の変更・閉鎖

注意

届出がない場合は、
従前の人に賦課金がかかいます。

- ※ 農業委員会に届け出済または、法務局で既に所有権移転登記が完了であっても、土地改良区へ届出がないと土地台帳等の変更はできません。
- ※ 農地を転用する場合は、地区除外の手続きが必要です。(転用決済金が発生します) また、農業委員会から非農地の通知(証明)が届いた場合、今後農用地として活用

負担金なしで圃場整備ができるの？

「受益者負担なしで圃場整備ができるの？」という問い合わせがよくあります。農業関連の会合等に出席した際に説明を受けたとのこと。

これは高齢化に伴い「農地の新たな貸し借り方法」として農地中間管理事業の活用事例と思われま。一定規模の団地において全員が農地中間管理機構に農地を預けたうえで、借り手である担い手ごとに農地を集団化し、畦畔の除去を行い農地利用の合理化を図るなど耕作者の同意で軽微な整備を行うことができます。(軽微とはいえ要件があります)

従来どおりの「換地」が必要となる圃場整備事業の実施には、農地所有者全員(相続者も含む)の同意が必要となるなど様々な要件があります。補助金助成によって結果的に負担金を大幅に軽減できる取り組みはありますが、いずれも高いハードルがあります。まずは、整備を希望されるエリアにおいて、推進会議等を持つなど地域での合意形成を進めて見られてはいかがでしょうか。

❁❁本区専用Webページを覗いてみてください!❁❁

❁❁ 鹿児島県土地改良事業団体連合会のサイト内に、当改良区のページができました。管内での様々な取組みや地域の行事など少しずつではありますが、情報を発信して参ります。PRLしたい情報などお寄せください。

水土里ネット大口

検索

スマホ・携帯でのアクセスは
右のQRコードをご利用ください。



サイトURL

<http://www.midorinet-kagoshima.jp/region-page/region-ookuchi/>